

## 第2住之江保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人住之江福祉会
所 在 地	大阪市住之江区御崎5-9-16
電 話 番 号	06-6685-5609
代表者氏名	理事長 奥野 裕次

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	第2住之江保育園		
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区御崎8-8-1		
連 絡 先	電話番号 06-6685-5681 F A X 06-6682-5681		
管 理 者	園長 山本 啓嗣		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	満3歳以上の児童	78人	
	満1歳以上満3歳未満の児童	44人	
	満1歳未満の児童	8人	
利 用 定 員	0歳児 6人	1歳児 15人	
	2歳児 20人	3歳児 23人	
	4歳児 23人	5歳児 23人	
開 設 年 月 日	昭和55年4月1日		
事 業 所 番 号	2710051004374		

## 3 施設の目的・運営方針

第2住之江保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		985.74㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち 1～3階
	延べ面積	910.49㎡
園庭		地上園庭 405.1㎡

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふく室	1室	もも組（0歳児、1歳児）
保育室	3室	ばら組（2歳児） ゆり組（3歳児、4歳児） すみれ組（5歳児）
遊戯室（ホール）	1室	
図書室	1室	
多目的室	1室	プレイルーム
調理室	1室	
事務所	1室	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 栽培

様々な野菜や花の栽培を子ども達と行います。採集した食材を利用してクッキングに発展させるなど、命の大切さを教えるとともに、食に関心をもち、偏食のない感謝の心を育てる保育を実践しています。

##### (3) 送迎

必ず保護者の方が責任を持って、直接保育園へ送迎して下さい。園児は必ず保育士に預けて視診を受けて下さい。お迎えは、2子以上の場合、年少児から迎えて下さい。

##### (4) 保育の基本方針

子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。

生活に必要な基本的な生活習慣を養い、人との関わりの中で思いやりの心を育てます。

様々な体験を通じて豊かな人間性を持った子どもを育成します。

乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、わかりやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を果たします。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和7年2月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主 任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
副主任 保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、主任の補助	3	3		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡	13	9	4	
看護師	保育に従事し、病児病後児の看護、安全衛生指導	1	1		
調理員	園児の発達段階に応じ、離乳食、給食、おやつの献立を作成・調理	業務は一富士フードサービス㈱に委託			

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（10:00～19:00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9:30～18:30）
副主任保育士・保育士	正規の勤務時間帯（7:30～18:30）で時差勤務

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。
- ※ 栄養士・調理員は業務委託先（一富士フードサービス株式会社）の勤務体系に準じます。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日、年末年始（12月29日から1月5日）は休園となります。

お盆期間（8月13日から8月16日）は家庭保育を推進するために自宅保育の協力をお願いしています。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、平日は8時から18時まで、土曜日は8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、平日は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は一富士フードサービス株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢（月齢）に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

離乳初期		11時頃 離乳食、ミルク	2時頃 ミルク
離乳中期		11時頃 離乳食、ミルク	2時頃 ミルク
離乳後期		11時頃 離乳食、ミルク	2時頃 ミルク
離乳完了期	午前おやつ	11時頃 離乳食、ミルク	午後おやつ
2歳児	午前おやつ	昼食	午後おやつ
3歳児～5歳児		昼食	午後おやつ

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

食物アレルギー対応マニュアルがあります。

乳・卵に対応し、主菜については代替食、副菜については除去食対応をします。

※ その他、食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(4) 栄養士の配置状況

給食業務を一富士フードサービス株式会社に委託し、最低基準を満たす人数配置を前提に、一富士フードサービス株式会社の社内規定に準じます。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

住之江区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	あだちクリニック
医院長名又は医師名	足立 京子
所在地	大阪市住之江区南加賀屋4-1-40
電話番号	06-6681-7088

(2) 歯科

医療機関の名称	西田こども歯科
医院長名又は医師名	西田 宣弘
所在地	大阪市住之江区南加賀屋2-8-25-201
電話番号	06-6681-5557

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 無</li> <li>・スプリンクラー 無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 山本 智子 ・ご利用時間 9:30 ~ 18:00 ・電話番号 06-6685-5681 F A X 06-6682-5681 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	近藤 遼 電話番号 06-6761-1171 一般社団法人大阪市私立保育連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設所有者賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額(限度額)	対人: 2億円/人、5億円/事故 対物: 1千万円/事故

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
0歳児	1人	3人	4人
1歳児	14人	14人	20人
2歳児	20人	23人	23人
3歳児	23人	23人	20人
4歳児	23人	19人	22人
5歳児	19人	23人	20人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	
自己評価の実施状況	毎年度実施	問題なし

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
服装、ハンカチ、つめ	毎日、園規定の体操服を着用して登園してください。
持ち物	持ち物・衣服類全てに、他の保育士や保護者にもわかるように、必ず名前を記入してください。
薬	<p>医師の処方した薬のみ服用させますが、医師にはできるだけ朝夕2回で飲める薬を依頼し家庭で服用してください。市販の薬は飲ませませんので持参しないでください。</p> <p>投薬を依頼する際は、服用方法等を投薬依頼書に記入した上、薬局でもらう薬剤情報提供文書を添えて直接保育士に手渡してください。</p> <p>水薬は割れない容器に、1回分ずつ入れてください。</p> <p>事故防止のため投薬依頼書のない場合は薬を飲ませません。</p>
伝染病	インフルエンザや感染性胃腸炎等伝染病にかかった時は、速やかに園に連絡し休園してください。完治したときは、医師の意見書（診断書）を提出して登園してください。
発熱に関する登園の目安	<p>次のような場合はお休みして休養を取りましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に38.0℃以上の熱が出た</li> <li>・24時間以内に解熱剤を使用している</li> <li>・朝方37.5℃以上の発熱がある</li> </ul> <p>（※子どもの平熱等、普段の様子と合わせて相談する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱はないが、元気がない、機嫌が悪い、食欲がなく朝食や水分が摂れない</li> </ul>
事故・紛失	各人の履き物、傘、自転車、荷物その他についての事故や紛失について、園では一切責任を持ってませんので各自で管理をしてください。
台風や地震等の災害発生の場合の対応	<p>台風接近等に伴い、午前7時現在、大阪市内に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合、休園になります。登園後、上記の警報が発令された場合、至急お迎えをお願いします。</p> <p>また、午前8時までに解除され、南海本線及び地下鉄四ツ橋線いずれもが運行されている場合、午前9時に開園します。その場合はお弁当、水筒、おやつを持って登園してください。</p> <p>地震・風水害等災害にあった場合は、臨時休園の措置をとることがあります。また、午前7時現在、南海本線及び地下鉄四ツ橋線いずれかが運休している場合、休園になります。</p> <p>午前8時までに南海本線及び地下鉄四ツ橋線いずれもが運行した場合、台風の時と同様の措置をとります。</p>

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額 (消費税率、業者の価格改定等により変更する場合があります)
給食に係る費用	幼児主食費 (3歳児以上)	月額 2,700 円
〃	幼児副食費 (3歳児以上) (大阪市保育料支払い基準に基づく)	月額 4,800 円
行事費	子どもの各行事に要する費用 (子どもまつり、イベント観劇代、運動会、保育交流会、お遊戯会、クリスマス会等)	月額 700 円
教材費	子どもが使用する教材費 (感謝の日プレゼント作成、保育ふれあい会、七夕、クッキング、たこあげ等)	月額 800 円

必要な方に次の費用を求めます。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額 (消費税率、業者の価格改定等により変更する場合があります)
体操服・カバン代	2歳児以上	実 費 (別 紙)
用品代	個人教材など	実 費 (別 紙)
遠足代	園外行事に係る費用 (4,5歳児)	3,500 円まで
紙オムツ代	オムツ・おしりふきの使い放題サービス オムツはムーニーを使用します 業者との直接契約になります	1 か月 3,278 円
写真代 (希望者のみ)	写真委託業者による請求額 サイズにより金額が違います	1 枚 50 円
		〃 100 円
		〃 500 円

保育短時間保育認定の方は 16:00 以降、  
延長保育料金として 1 回 30 分につき 500 円です。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。  
ただし、自動引落により納入していただく諸費用につきましては、希望される方にのみお渡しします。